

○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）

（傍線部は改正部分）

(新) 改正住宅セーフティネット法公布日施行	(旧)
<p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅</p> <p>公営法第2条第二号に規定する公営住宅のうち、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）第2 <u>第十一号</u>に規定する全面的改善事業を施行した住宅及び公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成12年3月24日付け建設省住備発第34号。以下「ストック改善要綱」という。）第3 <u>第十二号</u>に規定するエレベーター設置住宅をいう。</p> <p>三 更新住宅</p> <p>改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月11日付け建設省住整発第25号）第2 <u>第二十号</u>に規定する更新住宅をいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 都市再生住宅等</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号。以下「住市総要綱」という。）第2 <u>第七号</u>に規定する都市再生住宅等（住市総要綱適用以前の類似の制度に基づき整備された賃貸住宅を含む。）をいう。</p> <p>七 地域優良賃貸住宅（転用型）</p> <p>地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号。以下「地優賃要綱」という。）第2条第八号ニに定める賃貸住宅をいう。</p> <p>八 公的賃貸住宅</p>	<p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅</p> <p>公営法第2条第二号に規定する公営住宅のうち、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）第2 <u>第七号</u>に規定する全面的改善事業を施行した住宅及び公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成12年3月24日付け建設省住備発第34号。以下「ストック改善要綱」という。）第3 <u>第八号</u>に規定するエレベーター設置住宅をいう。</p> <p>三 更新住宅</p> <p>改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年4月11日付け建設省住整発第25号）第2 <u>第十六号</u>に規定する更新住宅をいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 都市再生住宅等</p> <p>住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号。以下「住市総要綱」という。）第2 <u>第四号</u>に規定する都市再生住宅等（住市総要綱適用以前の類似の制度に基づき整備された賃貸住宅を含む。）をいう。</p> <p>七 地域優良賃貸住宅（転用型）</p> <p>地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号。以下「地優賃要綱」という。）第2条 <u>第七号ニ及び第八号ニ</u>に定める賃貸住宅をいう。</p> <p>八 公的賃貸住宅</p>

第一号から前号までに掲げる住宅をいう。

九 住宅市街地総合整備事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）

附属第 I 編イ-16-（8）及びロ-16-（8）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

十 （略）

第 4、第 5 （略）

第 6 借上公営住宅等以外の公的賃貸住宅の家賃に係る補助金の額 （略）

2 前項の限度額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅について、一の公営住宅の家賃に係る補助基本額（ストック改善要綱の定めるところに従い、同要綱第11の規定に基づき算定した額をいう。）を合計した額

二～六 （略）

第 7～12 （略）

附 則

この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正住宅セーフティネット法」という。）の公布日から適用する。

2 改正前の要綱における地域優良賃貸住宅（転用型）にあつては、前項で定める日までに供給計画の認定を受けた住宅及び事業に着手した住宅については、なお従前の例による。

第一号から前号までに掲げる住宅をいう。

九 住宅市街地総合整備事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）

附属第 I 編 4-2-（8）に規定する住宅市街地総合整備事業をいう。

十 （略）

第 4、第 5 （略）

第 6 借上公営住宅等以外の公的賃貸住宅の家賃に係る補助金の額 （略）

2 前項の限度額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅について、一の公営住宅の家賃に係る補助基本額（ストック改善要綱の定めるところに従い、同要綱第10の規定に基づき算定した額をいう。）を合計した額

二～六 （略）

第 7～12 （略）